

日立市教育委員会教育長 殿

日立市立泉丘中学校長 多田 賢一 印

学校の部活動に係る活動方針

下記のとおり、令和 6 年度の部活動方針をお届けします。

記

1 部活動のねらい

- 異学年による集団活動の中で、具体的な目標に向かって努力することにより、協力し励まし合える人間関係を育成する。
- 学年や学級を離れて、同じ興味関心をもつ生徒が自発的・自主的に活動することにより、生徒の自主性・協調性・責任感を育成する。
- 部活動強調目標「あいさつ」「身だしなみ」「時間活用の工夫」をとおして生徒一人一人の健全育成を図る。

2 活動時間

※週 1 時間（長期休業日も同様）を厳守 ※1 週は、月曜日～日曜日とする。

※活動時間には、準備・片付け・移動時間は含まれない。

(1) 授業日（2 時間）

○朝の活動は、原則なし。

※陸上・駅伝は大会 1 か月前から実施可。（7：15～7：45）

ただし、放課後の部活動時間とあわせて 2 時間

○放課後（完全下校時刻）

4 月～9 月… 18：00

10 月… 17：30

11 月～1 月… 17：00

2 月… 17：30

3 月… 17：45

※家庭訪問などの特別日課中は、別に完全下校時刻を設定する。

(2) 休業日（3 時間）

○体育館・室内

A 練習 8：00～10：30

B 練習 10：30～13：00

C 練習 13：00～15：30

○グラウンド

午前練習 8：00～11：00

午後練習 12：00～15：00

※室内外共に 16：00 完全下校とする。

3 休養日

(1) 授業日

○毎週月曜日を休養日とする。

○月曜日が休日・休業日等の場合は火曜日とする。（必ず週 1 回は休養日を設ける）

○定期テスト（5 教科）2 日前および当日、定期テスト（全教科）3 日前および当日 2 日間は部活動休養日とする。

- 全職員出張・会議・訪問日の際は、原則として部活動休養日とする。
- 11月から1月にかけて、オフシーズンを導入し、平日2日の休養日を設定する。

(2) 休日及び週休日

- ※生徒の希望により上位大会が1か月後にある場合には、平日に休養日を振り替えてもよい。(総体・新人戦)
- ※陸上、駅伝練習に限り、1日の上限の範囲内で実施可。
- ◇土曜日・日曜日のどちらかを休養日とし、家庭での役割を果たせるようにする。
(大会等で土・日のどちらも活動した場合には、翌週以降の土・日に休養日を設ける。)
- ◇週休日に3時間を越えた分は休日に振替えをする。
- 原則、毎月第1土日、第3土日は「地域以降に向けた準備の日」として、従来の部活動を行わない。
(大会等の関係で部活動を実施する時は、他の日に休養日を設ける。)
- 体育館・グラウンドの使用状況を調整し、各部活動が十分な練習時間を確保できることを前提に休養日を設ける。(部活動数・部員数が多いため十分な活動時間の確保が困難なため)
- 11月13日の県民の日は休養日とする。(学校閉庁日)

(3) 長期休業(週11時間厳守)

- 長期休業中においても、平日1日、土曜日・日曜日のうち1日を休養日とし、詳細については保護者向けに家庭通信として知らせる。
- 学年末から学年始め準備期間のため部活動を実施しない。(7日間)
- 夏季休業期間 8月12日(月)～8月18日(日)
- 冬季休業期間 12月28日(土)～1月4日(土)

4 保護者懇談会

(1) 開催予定日

第1回	令和6年	5月17日(金)
第2回	令和6年	9月13日(金)

5 各部年間活動計画(様式第2号 別途提出)

6 留意事項

- (1) 部活動において、上下関係の礼儀は大切だが、行き過ぎのないように観察・指導する。
- (2) 熱中症事故の防止のため、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- (3) 十分な準備とマニュアルの確認を行い、万が一事故のあった場合は、緊急体制に従う。
- (4) 本方針と異なる活動をする場合、管理職に相談をする。
- (5) 新入生の仮入部期間を設け、どの部も見学や参加ができるように配慮する。
- (6) 新入生については、仮入部から総体までの期間は早めに帰宅できるように配慮する。
(総体は基本的に2、3年生を中心に練習を進め、1年生の活動負担に配慮する。)
- (7) 休日の練習の際には、校舎内外の戸締り等責任をもって行い、引き継ぐ際には確認を怠らないようにする。
- (8) 休日の完全下校時刻を16:00とし、生徒の下校時の安全確保と職員の勤務負担軽減に努める。
- (9) 保護者からお金を徴収する際には、その旨を保護者に知らせる文書を作成し、校長及び教頭に必ず報告する。
- (10) 部活動運営について不明な点は、部活動主任及び学校長等と相談し、保護者の理解・賛同を得て円滑な運営に努める。
- (11) 顧問は、出席簿を用いて生徒の部活動への参加状況を把握し、指導の手立てとする。
- (12) 学校単位で参加する大会・試合については、1部活動、1か月あたり1大会程度とする。